

番号	14
措置の名称	自家用有償旅客運送を行うことができる者等に関する法令の改正
措置の内容	道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）第 48 条に規定する自家用有償旅客運送の実施主体の弾力化及び同規則第 49 条に規定する旅客の範囲の拡大を図るため、平成 26 年度に同規則を改正した。
関係省庁	国土交通省

番号	12
措置の名称	自家用有償旅客運送の登録の有効期間の更新の登録等に関する通知の発出
措置の内容	<p>道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 79 条の 6 第 1 項に規定する自家用有償旅客運送の登録の有効期間の更新の登録に際して必要となる同法第 79 条の 4 第 1 項第 5 号に定める合意については、書面による協議が可能である旨、各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長宛に「道州制特別区域基本方針の一部変更に伴う道路運送法関係通達の一部改正等について」（平成 25 年 4 月 10 日付け国自旅第 633 号自動車局長通達）を発出し、周知している。</p> <p>また、市町村運営有償運送（交通空白輸送）において、デマンド運行を行う路線（道路運送法第 79 条の 2 第 1 項第 3 号の路線をいう。）を字等の区域単位で設定することができる旨、各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長宛に「道州制特別区域基本方針の一部変更に伴う道路運送法関係通達の一部改正等について」（平成 25 年 4 月 10 日付け国自旅第 633 号自動車局長通達）を発出し、周知している。</p>
関係省庁	国土交通省